

横浜市鴨池公園こどもログハウス

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和3年9月

## 1 経緯

横浜市鴨池公園こどもログハウスの指定管理者の選定にあたり、横浜市鴨池公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類及びプレゼンテーション等を受けて審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定いたしましたので、次のとおり選定結果を報告します。

## 2 選定対象施設

横浜市鴨池公園こどもログハウス

## 3 選定委員会委員

|     |        |                            |
|-----|--------|----------------------------|
| 委員長 | 中津 秀之  | （関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科 准教授） |
| 委員  | 梶山 令子  | （都筑区主任児童委員連絡会 副代表）         |
|     | 才野 知裕  | （税理士）                      |
|     | 辻田 むつ代 | （都筑区連合町内会自治会 副会長（福祉保健担当））  |
|     | 宮崎 亮   | （都筑区 PTA 連絡協議会 会長）         |

## 4 指定管理者の候補者選定の経過

| 経過項目                          | 日程                               |
|-------------------------------|----------------------------------|
| ◆第1回選定委員会（傍聴人：1人）             | 令和3年4月20日（火）                     |
| 公募要項の配布（ホームページにて公表）           | 令和3年5月7日（金）から<br>令和3年6月30日（水）まで  |
| 応募説明会<br>※申込は、令和3年5月12日（水）まで  | 令和3年5月17日（月）                     |
| 公募要項等に関する質問受付                 | 令和3年5月21日（金）から<br>令和3年5月28日（金）まで |
| 公募要項等に関する質問回答                 | （質問書の提出なし）                       |
| 応募書類の受付期間（1団体より提出）            | 令和3年6月24日（木）から<br>令和3年6月30日（水）まで |
| 公募要項の配布（ホームページにて公表）<br>※再公募   | 令和3年7月9日（金）から<br>令和3年8月4日（水）まで   |
| 応募説明会<br>※申込みは、令和3年7月12日（月）まで | （申込みなし）                          |
| 公募要項等に関する質問受付                 | 令和3年7月15日（木）から<br>令和3年7月16日（金）まで |
| 公募要項等に関する質問回答                 | （質問書の提出なし）                       |

|                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| 応募書類の受付期間（1団体より提出） | 令和3年8月3日(火)から<br>令和3年8月4日(水) |
| ◆第2回選定委員会（傍聴人：2人）  | 令和3年9月10日(金)                 |

（◆は選定委員会）

## 5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、あらかじめ定めた「指定管理者評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各選定委員が115点満点で採点した上で、その合計点を選定委員会の点数とし、合計点が最も高い団体を指定候補者としました。

応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める基準に満たないときは、指定候補者として選定されないこととし、最低制限基準を満点の115点から「加減点項目」を除いた105点の合計点の60%以上としました。今回は、選定委員5名が出席したため、最大点数525点の60%である315点を最低制限基準としました。

<表>評価基準項目

| 項 目                   | 審査の視点   | 配点 |
|-----------------------|---|----|
| 1 団体の状況               |   | 20 |
| (1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等 | 団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か | 10 |
| (2) 応募理由              | 区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。             | 10 |
| 2 職員配置・育成             |   | 15 |
| 職員の確保、配置及び育成          | ・施設及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。<br>・職員の資質向上のための研修が計画されているか。       | 15 |
| 3 施設の管理運営             |   | 30 |
| (1) 施設及び設備の維持保全並びに管理  | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画となっているか。                        | 5  |
| (2) 小破修繕への取組          | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。                                 | 5  |

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| (3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応                                   | 事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。  | 5         |
| (4) 防災に対する取組  | ・横浜市（区）防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。<br>・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。  | 5         |
| (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応                                   | 利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。  | 5         |
| (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組 | ・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。<br>・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。<br>・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。                | 5         |
| <b>4 事業の企画・実施</b>                                       |   | <b>20</b> |
| (1) 事業計画、事業展開   | 地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。   | 5         |
| (2) 施設の利用促進   | ・質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。<br>・利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。  | 5         |
| (3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案                               | 地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営及び事業計画となっているか。  | 5         |
| (4) 関係機関及び地域団体との連携                                      | 関係機関及び近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。   | 5         |
| <b>5 収支計画及び指定管理料</b>                                    |   | <b>15</b> |
| (1) 指定管理料の額   | 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。   | 5         |
| (2) 施設の課題等に応じた費用配分                                      | 利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。  | 10        |
| <b>6 新型コロナウイルスへの対応等</b>                                 |   | <b>5</b>  |
| 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応                                 | ・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。（感染防止対策、施設利用時のルール、工夫等）<br>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の対策・工夫（事業の企画・実施）が提案されているか。 | 5         |

|                                |   |      |
|--------------------------------|---|------|
| 合 計                            |   | 105  |
| 7 加減点項目                        |   |      |
| (1) 市内中小企業等であるか                | 市内中小企業等<br>・市内中小企業<br>・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者<br>・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体<br>※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。 | 5    |
| (2) 前期の管理運営の実績<br>(現在の指定管理者のみ) | ・実績が良好であるか。<br>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の工夫・対策実績が良好であるか。  | -5～5 |

## 6 応募者の制限の確認

指定管理者公募要項に定める応募条件等について、欠格事項に該当しないことを確認しました。

次に該当する団体は、応募することができません。

- (1) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (2) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (3) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (4) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (6) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (8) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

## 7 応募団体

特定非営利活動法人つづき区民交流協会

## 8 選定結果

選定委員会において、厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。  
各候補者の得点は、別添の指定管理者評価基準項目別評価結果を参照してください。

横浜市鴨池公園こどもログハウス

| 順位    | 団体名                |
|-------|--------------------|
| 指定候補者 | 特定非営利活動法人つづき区民交流協会 |

## 9 審査講評

- ・これまでの経験から、安心安全に施設を利用するための土壌ができているとともに、安定した管理運営を期待できることから、今後も指定管理者として管理運営を任せて問題ないと考えられる。
- ・限られた予算の中でも工夫しながら運営しており、課題が見つかった際には、対策をスタッフ間で共有し、利用者へもフィードバックを行うなど、安心した施設運営につながる取組みを行っている。
- ・小学校や地域団体など、周囲の組織との連携が図られている。また、親子向けのイベントのほか、小学生の利用者増のための取組みなど、自主努力する姿勢が評価できる。
- ・全スタッフに対し、救急講習を行っていることも評価できる点である。
- ・財務状況のうち、施設のこれまでの収支について、決算書上は黒字に見えるが、これは本部からの補てんが計上されていることによるものである。一方で、法人全体の財務状況については、平成30年度から令和2年度まで正味財産が増加しており、現状では特段の問題は見られない。
- ・公園の中の屋根のある施設という特性を活かしながら、今後も「子どもが遊ぶ場の提供」にとどまらず、地域との連携や多世代交流をさらに深めていくことを期待したい。
- ・前期に引き続き、子どもたちが安心して遊べる施設運営を望む。

## 10 添付資料

指定管理者評価基準項目別評価結果